

博士論文（要約）

コンドルセの政治秩序構想：信念の根拠、アメリカ、地方議会

永見瑞木

本論文は、18世紀後半のフランスに生きた哲学者、科学者、政治家であるコンドルセの政治秩序構想を、彼の知的背景や問題関心、思想的伝統や時代状況の連関のなかで明らかにする試みである。従来、コンドルセは専らその思想の集大成とされる革命期の『人間精神の進歩の歴史表の素描』によって知られ、人間理性の無限の可能性を信奉する、楽観的な進歩観念の主唱者という一面的な理解に規定されてきた。これに対し本論文は、地方議会論として革命期以前から温められていた彼の政治秩序構想に注目し、それこそが政治学の歴史における彼の重要な貢献であることを示し、真理や理性に基づいて秩序を上から与えるプラトンの立法者ではなく、人間の可謬性や社会の不確実性に目を向けた漸進的な改革者というコンドルセ像を提示した。本論全体は四章から構成される。

第一章「コンドルセの知的世界 - 学問と政治」では、科学者コンドルセが政治の領域に関心を広げる背景を理解するため、彼の知的形成過程を科学、司法、政治という相互に関連する三つの関心領域に焦点を当て、検討した。

科学の世界を専門家のみ閉鎖的な世界と捉えないコンドルセにとって、知の発展（科学の進歩）とその社会全体への普及は、生涯にわたる主題であった。彼は自然科学から人間精神の領域までを広く蓋然性の領域と見なし連続的に捉え、不確実な世界の中で判断、行動する手段として、確率論（「信念の根拠」）の応用可能性に期待を寄せた。この点で彼は師であるダランベールと異なり、実践の領域に踏み出した（第一節）。

陪審制を始めとする早くからの司法改革に対するコンドルセの関心は、確率論への関心とも密接な関係にあり、同時にヴォルテールやベッカリーアの影響など、同時代の知的環境のなかで芽生えたものであった。また高等法院の引き起こす冤罪事件などの不正に対する強い憤りは、革命期に至るまで、司法権力による圧制に対するコンドルセの批判の原動力となった（第二節）。

コンドルセが政治に直接関わる機会を得たのは、1770年代半ば、親しい交流のあったテュルゴの王国行政改革への協力を通じてである。それは特権階層の抵抗による挫折の経験ともなったが、コンドルセはテュルゴを通じて社会の改革への視点を学んだ。同時期の商業の自由や出版の自由に関する論考には、意見の自由や知識の普及、公論の形成、社会秩序の尊重などの視点が示される一方で、政治社会全体を視野に収めた具体的な秩序構想が示されるには、1780年代を待つことになる。（第三節）。

第二章「コンドルセとアメリカの経験」では、コンドルセの思想形成においてアメリカ社会のもつ意味を、同時代フランスにおけるアメリカ観や政治状況という文脈のなかで明らかにした。

七年戦争後、米仏両国は人的交流や情報交換の活性化により、一層緊密な交流の時代を迎えていた。そのなか、コンドルセやテュルゴなどフランス社会の変革を望む人々にとって、独立を遂げたアメリカ社会は、古代社会はもちろん、同時代フランスでも広く支持されたイングランド国制に替わる、新たな模範の出現を意味した（第一節）。コンドルセにこうした視座を示したテュルゴは、アメリカ社会を「人類の希望」とし、その未知数の可能性に大きな期待を寄せていた。テュルゴはアメリカの新たな政体を「連邦共和国」の枠組みで理解し、同じ視点からフラン

ス社会の再編を捉えていた（第二節）。コンドルセの基本的視点は、彼の最初のアメリカ論となる『アメリカ革命のヨーロッパに対する影響について』において示された。彼はアメリカ社会およびアメリカ人を、自然権の尊重、意見の自由、「完成能力」、国際平和などの多様な観点から捉え、彼らがヨーロッパ世界に対して将来多大な貢献を成すことに期待を寄せた。その議論の基調をなすのは、平和な「新しい」アメリカと、戦争や権力政治と結びつく「古い」ヨーロッパ社会との対比である（第三節）。

ただしコンドルセはアメリカ社会を無条件に賞賛し、フランス社会もそれを模倣すべきと考えたのではない。特に1780年代後半の連邦国家建設の過程には、冷静な視線を向け、連邦憲法に対してはイングランド国制の影響を見抜き、批判的であった。彼は次第にフランス社会の改革に関心を傾ける中、米仏の歴史的条件や社会構造の相違を自覚し、身分的区別が存在するフランス社会の改革は、平等な代表制の原理に依拠する地方議会の確立から始める必要があると考えた（第四節）。

コンドルセ最後のアメリカ論が、革命期の『フランクリン氏賞辞』である。新聞や結社活動の他、様々な公共事業に熱意を傾けたフランクリンのなかに、彼は真の「教育者」の姿を見出した。また信念をもった指導者でありながら、常に自らの意見を相対化する視点を持ち合わせ、変化する状況や必要に柔軟に応じ、複数の可能性から最良と思われる道を選びとる才能に長けた、理想的な愛国者としても描いていた。そしてコンドルセはフランクリンの意見が反映され、平等と一院制立法府を備えたペンシルヴェニア邦憲法を高く評価した。アメリカはこうして革命期まで、コンドルセにとって重要な参照項となり続けた（第五節）。

第三章「新しい秩序構想 - 地方議会から国民議会へ」では、1780年代後半のコンドルセによる地方議会論を中心的に検討した。まず議論の前提となるフランス絶対王政下の地方行政組織とその改革についての問題状況と、コンドルセに一つの指針を与えたテュルゴの市町村議会構想を、それに対するコンドルセの評価も含めて検討した。

コンドルセはテュルゴによる市町村議会の改革を、身分的区別を撤廃し、平等な代表原理に基づく点で、偉大な業績であると評価したが、同時にその限界も指摘していた。それによればテュルゴは、王権の安定への配慮から、地方や中央レベルの議会の設置までは意図していなかった（第一節）。

それに対しコンドルセはこの時期、すでに平等な代表制に基づく一院制立法府を前提とする「代表民主政」を展望していた。これは権力均衡論に基づく二院制立法府に対する批判であり、全国の地区議会を通じて表出される国民の意見を、立法権に対する歯止めとして制度化する構想であった（第二節）。

そして理想君主による上からの改革ではなく、多数の人々による協働を重視したコンドルセは、地方からの政治社会の根本的な再編を目指し、平等な代表制に基づく三段階の地方議会構想を提示した。それは狭い行政機能に限られず、積極的に多数の市民の意見や判断を取り込んだ、市民のある種の参加に基づく政治秩序の構想であった。

さらにその土台の上に、将来の国民議会の創設をも展望していた（第三節）。

しかし政治状況はコンドルセの予想を超えた展開を迎え、全国三部会の開催が決定される。コンドルセが地方議会論として提示した秩序構想は、新たな現実の政治状況のなかで実現すべき課題として持ち越されることとなった（第四節）。

第四章「革命の動乱と共和国」では、コンドルセがそれまでの秩序構想をめぐる考察の上に、革命期の政治状況のなかで、いかなる道筋を経て、新たな共和国の秩序構想を示すに至ったかを明らかにし、その全体像を示した。

まずコンドルセの革命期の活動と問題関心について概観した（第一節）。彼は全国三部会に向けて代表制についての考察を続け、身分的区別を越えた国民の統合、そのための国民議会の準備を世論に対して主張した。また社会の混乱を警戒するコンドルセは、民衆運動など突発的な人々の直接行動には懐疑的であり、革命の有効な手段となりえないと考えた。彼の関心は秩序と自由の両立、すなわち市民の信頼の回復、法への服従による社会秩序の安定と、正当な政治権力の行使のための市民による政治権力の検証、そのための意見表明の回路の制度化に向けられた。

こうした観点から、自由な国制の必須条件としてまず求められたのは、人権宣言と憲法改正の特別議会であった。いずれも個人を無制約の権力から守り、立法権から国制自体を守る手段と位置づけられた。後者は独特な時間意識に支えられ、定期的なものとして人民の意志に基づくものとの二種類が提案された（第二節）。

ではコンドルセは君主政から共和政への政体の変更をどう捉えていたのか。革命前、彼は立法権をすべての市民が行使しうる共和政体を理想政体と認識するものの、社会の現状を鑑みれば実現性に乏しく、自然権に基づく法は君主政においてこそ可能と考えていた。しかし革命期の社会の変化を受け、国王の存在が形骸化するなか、共和政は彼の目に次第に現実味を帯びたものと映っていく。そしてコンドルセは、国王に対する国民の信頼を失墜させた国王逃亡事件を、共和政の実現の好機の到来と判断した。彼は共和政を執行権に注目して理解し、世襲制の廃止と合議制をその中心的要素と考え、その実現を主張していった（第三節）。

やがて国民公会期に入り、コンドルセは憲法案を通じて、新しい共和国の政治秩序構想を提示した。ここでは人民の平等な主権行使の場として各県に配置された第一次議会に、極めて重要な役割が与えられた。すなわち公職者の選出や憲法改正の手続きの他、立法府に対する「人民の審査」と呼ばれる下からの異議申し立ての回路が制度として取り込まれた（第四節）。

以上を通じて、テュルゴの改革構想から特権社会の解体という課題を引き受け、同時代のアメリカ社会の経験を参照項とし、1780年代後半より地方議会論として温められていたコンドルセの秩序構想は、革命期に入ると、多数の市民の検証による下からの刷新を支えとする、動的な共和国の秩序構想として、新たな形を得たことが示された。